

渡良瀬川工事等安全協議会規約

(名 称)

第 1 条 本会は、渡良瀬川工事等安全協議会と称する。

(目 的)

第 2 条 渡良瀬川工事等安全協議会（以下「協議会」という）は、渡良瀬川河川事務所発注の工事施工等に係わる労働災害、交通事故及び第三者への危害等を未然に防止し、かつ労働者の安全衛生及び職場環境の向上に努めると共に、関係機関との連絡を密にし、会員が相互共助の精神をもって工事等の円滑な実施、適正化法に基づく適正な施工の確保等を図ることを目的とする。

(業 務)

第 3 条 協議会は、前条の目的を達成するため次の業務を行う。

- 1) 労働災害の防止及び保健衛生に関する事項。
- 2) 職域の交通安全、電気保安、災害予防及び防犯等に関する事項。
- 3) 環境保全及び公害防止に関する事項。
- 4) 安全パトロールの実施。
- 5) 安全講習会及び見学会等の実施。
- 6) 工事等の安全対策に関する会員相互の連絡調整。
- 7) その他、協議会の目的達成に必要な事項。

(会員及び資格)

第 4 条 協議会の会員は、第 6 条に定める発注者の役員、並びに渡良瀬川河川事務所が発注する工事等の受注者により構成する。

2. 受注者の会員は現場代理人及び現場安全担当責任者等とする。
3. 受注者の会員資格は、工事等の完成（引渡完了）をもって失うものとする。

(組 織)

第 5 条 協議会の組織は、佐野河川、足利、桐生、大間々砂防、足尾砂防の各出張所に支部を置くものとする。

2. 支部は、別に定める支部規約によって運営する。

(役 員)

第 6 条 協議会は、次の役員をもって構成する。

会 長	事務所長
副会長	河川担当副所長、砂防担当副所長、建設専門官 受注者若干名
幹 事	技術担当課長、受注者若干名
支部長	各出張所長

2. 受注者の副会長、幹事は会長が指名するものとする。
3. 受注者の役員の任期は請負契約の翌日から完成日までとする。

(役員職務)

- 第 7 条 協議会の役員職務は次のとおりとする。
- | | |
|-----|------------------------|
| 会 長 | 協議会を代表し会務を統括する。 |
| 副会長 | 会長を補佐し会長不在の時は、会長を代行する。 |
| 幹 事 | 協議会の運営及び会務を執行する。 |
| 支部長 | 支部を代表し、支部会務を総括する。 |

(顧問)

- 第 8 条 協議会には顧問を置くことができる。
2. 顧問は必要に応じ労働基準監督署長、警察署長に対し、会長が委嘱するものとする。

(会議)

- 第 9 条 総会は会長が招集し、原則として年 1 回開催する。
2. 役員会は必要に応じて会長が招集する。

(事務局)

- 第 10 条 協議会の事務局は、工務課におく。

(安全パトロール)

- 第 11 条 安全パトロールは、各支部毎に班編制し、原則として毎月 1 回実施する。
2. 班編制は協議会会員で構成し、必要に応じ顧問も参加できるものとする。
 3. 協議会の会員は、安全パトロールの活動に対し、全面的に協力しなければならない。
 4. 協議会会長は必要に応じ、安全パトロールを実施できるものとする。
 5. 支部長は、パトロールの実施内容及び改善事項等を記録し、会長に報告する。

(その他)

- 第 12 条 この規約に定めのない事項については、役員会等が処理する。

(附 則)

- 本規約は、昭和 57 年 6 月 22 日から施工する。
- 本規約は、平成 3 年 5 月 21 日一部改正
- 本規約は、平成 5 年 8 月 6 日全面改正
- 本規約は、平成 15 年 4 月 1 日一部改正
- 本規約は、平成 17 年 6 月 29 日一部改正
- 本規約は、平成 20 年 12 月 3 日一部改正
- 本規約は、平成 22 年 11 月 5 日一部改正
- 本規約は、平成 24 年 11 月 9 日一部改正
- 本規約は、平成 25 年 11 月 1 日一部改正